を

法人税額調整減算額	法人税額調整加算額 （別表一「７」＋別表六（三十一）「31」）
	中小企業者等以外の法人 （別表六（十二）「４」＋別表六（十三）「15」＋（別表六（十四）「14」＋「19」）＋（別表六（十五）「16」＋「21」）＋（別表六（二十二）「14」＋「19」）＋（別表六（二十三）「15」＋「20」）＋（別表六（二十九）「20」＋「25」）＋別表六（三十）「11」）
	中小企業者等 （別表六（九）「18」＋別表六（十一）「９」＋別表六（十二）「４」＋別表六（十三）「15」＋（別表六（十四）「14」＋「19」）＋（別表六（十五）「16」＋「21」）＋別表六（十八）「17」＋別表六（十九）「16」＋（別表六（二十）「26」＋「36」）＋（別表六（二十二）「14」＋「19」）＋（別表六（二十三）「15」＋「20」）＋別表六（二十四）「22」＋別表六（二十五）「19」＋別表六（二十七）「14」＋別表六（二十八）「20」＋（別表六（二十九）「20」＋「25」）＋別表六（三十）「11」）

」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号中「（平成31年４月１日前に開始した事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第８項第６号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は同項第７号に規定する農業協同組合等）」を削り、同号を同第四号とし、同第二号(1)中「「法人税額調整加算額（別表一「７」＋別表六（三十）「31」）⑿」」を「「法人税額調整加算額（別表一「７」＋別表六（三十一）「31」）⑿」」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「税額控除基準額　(1)×$\frac{20又は40}{100}$　(2)」の欄は、令和２年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「20又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は40」を消すこと。

別表六(二十二)を別表六(二十一)とする。

別表六(二十三)の表中「当期税額基準額　⑿×$\frac{20}{100}$－（別表六（十五）「14」）」を「当期税額基準額　⑿×$\frac{20}{100}$－（別表六（十四）「14」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の⑳」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の⑱」）」に、「差引当期税額基準額残額　⑬－⑭－（別表六（十五）「19」）－（別表六（二十四）「15」）」を「差引当期税額基準額残額　⑬－⑭－（別表六（十四）「19」）－（別表六（二十三）「15」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の⑲」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の⑰」）」に改め、同表を別表六(二十二)とする。